

インドネシア共和国政令
2021 年第 34 号

外国人労働者雇用

唯一絶対の神の恩恵の下

インドネシア共和国大統領は、

以下を考慮し：

雇用創出についての法令 2020 年第 11 号の第 81 条および第 185 条 b.の規定を実施するために、外国人労働者雇用についての政令を定める必要がある；

以下を鑑み：

1. 1945 年インドネシア共和国基本法第 5 条(2)項；
2. 労働についての法令 2003 年第 13 号（インドネシア共和国公文書 2003 年第 39 号、インドネシア共和国公文書補足第 4279 号）；
3. 雇用創出についての法令 2020 年第 11 号（インドネシア共和国公文書 2020 年第 245 号、インドネシア共和国公文書補足第 6573 号）；

決定；

外国人労働者の雇用についての政令を以下の通り定める：

第 I 章

一般規定

第 1 条

本政令における用語の意味：

1. 以降は TKA(Tenaga Kerja Asing)と省略される外国人労働者はインドネシア領域内で働くことを意味するビザを所有する外国籍の人間である。
2. 外国人労働者雇用主は賃金あるいはその他の形での報酬を支払い、外国人労働者を働かせるインドネシアの法律に基づき設立された法人またはその他の団体である。
3. 外国人労働者付添労働者とは外国人労働者に仕事を提供する者により指名され技術移転および専門性移転の一環で仕事を与えられた外国人労働者の付添人として準備されたインドネシア人労働者である。
4. 以降は RPTKA(Reencana Penggunaan Tenaga Kerja Asing)と省略される外国人労働

者雇用計画とは特定の職務および特定の期間における外国人労働者雇用計画である。

5. 以降は RPTKA 認証と省略される外国人労働者雇用計画の認証とは労働分野での行政を運営する大臣あるいは指名された官吏により認証される外国人労働者雇用承認である。
6. 以降は KEK(Kawasan Ekonomi Khusus)と省略される経済特別区とは経済機能を運営し特定の便宜を得るためのインドネシア共和国統一国家の法律領域の中の限定された領域である。
7. 以降は DKPTKA(Dana Kompensasi Penggunaan Tenaga Kerja Asing)と省略される外国人労働者雇用補償基金とは税金あるいは地方歳入ではなく国庫収入として仕事をさせられる全ての外国人労働者に対して外国人労働者の仕事を提供する者により支払われるべき補償である。
8. 労働監督者とは法令の規定に従い指導、検査、試験、調査、そして労働監督制度開発活動を実施するための権限を持つ官吏により全面的な職務、責任、権限、権利を与えられた国家公務員である。
9. 大臣とは労働部門において行政を運営する大臣である。

第II章

外国人労働者雇用主にとっての義務および禁止事項

第一部

一般

第2条

- (1) 外国人労働者雇用主は提供される全ての職務においてインドネシア人労働者の雇用を優先する義務がある。
- (2) (1)項で述べられた職務にインドネシア労働者を配置出来ない場合、その職務には外国人労働者を配置することが出来る。
- (3) (2)で述べられた外国人労働者の雇用は国内の労働市場の条件に配慮して行われる。

第3条

- (1) 外国人労働者雇用主には以下が含まれる：
 - a. 政府組織、外国代表機関、および国際団体；
 - b. インドネシアにおいて活動する外国商業取引代表事務所、外国企業代表事務所、外国報道事務所；
 - c. インドネシアにおいて事業を行う外国の民間企業；

- d. インドネシアの法律に基づき設立された株式会社あるいは財団の形の法人あるいは権限を持つ組織に登録された外国の団体；
 - e. 社会、宗教、教育、および文化機関；
 - f. 興行サービス事業；
 - g. 外国人労働者雇用法令により認可された期間の事業体。
- (2) (1)項 d.で述べられた株式会社は個人の法人の形での株式会社は対象外とする。

第4条

- (1) 外国人労働者は特定の職務および特定の期間での雇用関係において外国人労働者雇用主のみにより雇用されることが出来、そして配置される職務に適した能力を持つ。
- (2) (1)項で述べられた外国人労働者が配置されることの出来る特定の職務は省/関係機関からの情報を得た後に大臣により確定される。

第5条

- (1) 外国人労働者雇用主は他の外国人労働者雇用主により雇用されている外国人労働者を以下の同じ職務で雇用することが出来る：
- a. 取締役あるいはコミサリス；
 - b. 職業教育および職業訓練分野、デジタル経済分野、および共同契約請負業者の石油ガス分野における外国人労働者。
- (2) 外国人労働者雇用主が(1)項で述べられた外国人労働者を雇用する場合、その外国人労働者は最初の外国人労働者雇用主の合意を得なくてはならない。
- (3) (1)項で述べられた外国人労働者は最長で最初の外国人労働者雇用主の外国人労働者雇用計画認証に記載された期間の終了まで雇用される。
- (4) (1)項 b.で述べられた兼務出来る職業教育および職業訓練分野、デジタル経済分野、および共同契約請負業者の石油ガス分野における特定の職務は省/関係機関からの情報を得た後に大臣により確定される。

第二部

義務

第6条

- (1) 外国人労働者を雇用する全ての外国人労働者雇用主は大臣あるいは指名された官吏により認証された外国人労働者雇用計画を所有する義務がある。
- (2) 外国人労働者雇用主が現在他の外国人労働者雇用主に雇用されている外国人労働者を雇用する場合、それぞれの外国人労働者雇用主は認証された外国人労働者雇用計画を所有している義務がある。

- (3) (1)項および(2)項で述べられた外国人労働者雇用主は認証された外国人労働者雇用計画に従って外国人労働者を雇用する義務がある。

第7条

- (1) 外国人労働者雇用主は以下の義務がある：
- a. 外国人労働者からの技術移転および専門知識移転のために雇用される外国人労働者の付添労働者としてのインドネシア国籍の労働者を指名する；
 - b. a.で述べられた外国人労働者付添労働者のための外国人労働者が配置される職務資格に合致した教育および訓練を行う；
 - c. 雇用契約が終了した後に外国人労働者を母国に帰す。
- (2) (1)項で述べられた外国人労働者雇用主の義務の他に、外国人労働者雇用主は外国人労働者に対してインドネシア語の教育および訓練の便宜を図る義務がある。
- (3) (1)項 a. b.および(2)項で述べられた規定は以下には適用されない：
- a. 取締役およびコミサリス；
 - b. 代表事務所所長
 - c. 財団の指導者、運営者、および監督者；
 - d. 一時的な仕事のために雇用される外国人労働者。

第8条

- (1) 外国人労働者雇用主は6ヵ月を超えて就労する外国人労働者を国家社会保険制度に、あるいは6ヵ月未満の就労をする外国人労働者を保険会社の保険制度に登録する義務がある。
- (2) (1)項で述べられた6ヵ月未満の就労をする外国人労働者にとっての保険制度は少なくとも労働災害のリスクからの保護を保障する。

第三部

禁止事項

第9条

個人の雇用主は外国人労働者を雇用することを禁止される。

第10条

外国人労働者雇用主は同じ会社内において外国人労働者を兼務した職務で雇用することを禁止される。

第 11 条

- (1) 外国人労働者雇用主は外国人労働者を人事管理の職務に就けることを禁止される
- (2) (1)項に述べられた人事管理の職務は省/関係機関からの情報を得た後に大臣により確定される。

第Ⅲ章

外国人労働者雇用計画の認証

第一部

外国人労働者雇用計画の申請手続き

第 12 条

- (1) 外国人労働者雇用計画の認証を得るために、外国人労働者雇用主は大臣あるいは指名された官吏に対してインターネット上で申請を提出しなくてはならない。
- (2) (1)項で述べられた外国人労働者雇用主による外国人労働者雇用計画の認証申請は少なくとも以下のことを記載する：
 - a. 外国人労働者雇用主身元；
 - b. 外国人労働者雇用の理由；
 - c. 会社組織における外国人労働者の職務あるいは配置；
 - d. 外国人労働者の人数；
 - e. 外国人労働者雇用期間；
 - f. 外国人労働者就労場所；
 - g. 外国人労働者付添労働者身元；
 - h. 毎年のインドネシア労働者浸透計画。
- (3) (2)項で述べられた外国人労働者雇用主による外国人労働者雇用計画の認証申請は少なくとも以下の書類を添付する：
 - a. 申請書；
 - b. 外国人労働者雇用主の事業基本番号ならびに/または事業許可；
 - c. 権限のある組織からの会社定款および設立認証決定ならびに/または変更；
 - d. 会社における労働報告義務証明；
 - e. 雇用契約あるいはその他の契約計画；
 - f. 会社組織構造図；
 - g. 外国人労働者付添労働者指名のための宣誓書；
 - h. 外国人労働者により占められる職務資格に合致したインドネシア労働者にとっての教育および仕事の訓練を実施するための宣誓書；

- i. 外国人労働者に対するインドネシア語の教育および訓練の便宜を図るための宣誓書。
- (4) 外国人労働者雇用主が就労する予定の外国人労働者候補のデータを提供する準備が既に出来ている場合は外国人労働者候補のデータ提供は外国人労働者雇用計画認証申請の際に一緒に行うことが出来る。

第 13 条

- (1) 大臣あるいは指名された官吏は完全で正しいことが宣誓された後に外国人労働者雇用主により提出された外国人労働者雇用計画認証申請の適正評価を行う。
- (2) (1)項で述べられた大臣あるいは指名された官吏は外国人労働者雇用主が適正評価に基づき適正であると評価された後に遅くとも 2 稼働日以内に外国人労働者雇用計画認証の適正評価結果を発効する。

第 14 条

- (1) 第 13 条(2)項で述べられた外国人労働者雇用計画認証の適正評価結果に基づき、外国人労働者雇用主は大臣あるいは指名された官吏に対してインターネット上で外国人労働者候補のデータを提出する。
- (2) (1)項で述べられた外国人労働者のデータは少なくとも以下を記載する：
- a. 外国人労働者の身元；
 - b. 外国人労働者の職務および就労期間；
 - c. 外国人労働者の就労場所；
 - d. 外国人労働者のコード及び居住場所の確定。
- (3) 外国人労働者雇用主は(2)項で述べられた外国人労働者候補のデータを提出する場合は少なくとも以下の書類を添付する：
- a. 卒業証明書；
 - b. 能力認証あるいは業務経験；
 - c. 雇用契約書あるいはその他の契約書；
 - d. 外国人労働者付添労働者指名説明書；
 - e. 外国人労働者保証人としての宣誓書；
 - f. 外国人労働者あるいは外国人労働者雇用主の預金口座；
- (4) 外国人労働者候補のデータおよび書類は遅くとも 2 稼働日以内に大臣あるいは指名された官吏により認証が行われる。
- (5) (4)項で述べられた外国人労働者候補のデータおよび書類が完全かつ真実で外国人労働者雇用主が既に外国人労働者雇用補償基金を支払済みの場合、大臣あるいは指名された官吏は外国人労働者雇用計画の認証を発行する。
- (6) 外国人労働者雇用計画の認証は外国人労働者が就労する段階でビザおよび滞在許可を

取得するための推薦として使われる。

- (7) (5)項で述べられた大臣あるいは指名された官吏はインターネット上で雇用される外国人労働者候補のデータを就労する段階でのビザおよび滞在許可を取得するための推薦として法務および人権の行政を運営する大臣あるいは指名された官吏に提出する。

第 15 条

- (1) 政府組織、外国代表部、および国際団体により提出された外国人労働者雇用計画認証要請は(13)項で述べられた外国人労働者雇用計画の認証適正評価の対象外とされる。
- (2) (1)項で述べられた外国人労働者雇用計画認証要請は外国人労働者候補の少なくとも以下のデータを記載して大臣あるいは指名された官吏に提出される：
- a. 外国人労働者の身元；
 - b. 外国人労働者の職務および就労期間；
 - c. 外国人労働者の就労場所；
 - d. 外国人労働者のコード及び居住場所の確定。
- (3) 外国人労働者雇用主は(2)項で述べられた外国人労働者候補のデータを提出する場合は少なくとも以下の書類を添付する：
- a. 要請書および外国人労働者雇用の理由；
 - b. 雇用契約計画書あるいはその他の契約書；
 - c. 権限のある組織からの承認書。
- (4) 外国人労働者候補のデータおよび書類は遅くとも 2 稼働日以内に大臣あるいは指名された官吏により認証が行われる。
- (5) (4)項で述べられた外国人労働者候補のデータおよび書類が完全かつ真実で外国人労働者雇用主が既に外国人労働者雇用補償基金を支払済みの場合、大臣あるいは指名された官吏は外国人労働者雇用計画の認証を発行する。
- (6) 外国人労働者雇用計画の認証は外国人労働者が就労する段階でビザおよび滞在許可を取得するための推薦として使われる。
- (7) (5)項で述べられた大臣あるいは指名された官吏はインターネット上で雇用される外国人労働者候補のデータを就労する段階でのビザおよび滞在許可を取得するための推薦として法務および人権の行政を運営する大臣あるいは指名された官吏に提出する。

第 16 条

外国人労働者雇用計画の認証は以下を対象とする：

- a. 一時的な就労目的の外国人労働者雇用計画；
- b. 6 ヶ月を超える就労目的の外国人労働者雇用計画；
- c. 外国人労働者雇用補償基金対象外の外国人労働者雇用計画；
- d. 経済特別区での外国人労働者雇用計画。

第 17 条

- (1) 一時的な就労のための外国人労働者雇用計画認証は最長でも 6 ヶ月間で延長することは出来ない。
- (2) 6 ヶ月を超える就労のための外国人労働者雇用計画認証および外国人労働者雇用補償基金対象外の外国人労働者雇用計画認証は最長 2 年間で延長することが出来る。
- (3) 経済特別区での外国人労働者雇用計画認証は最長 5 年間で延長することが出来る。
- (4) 取締役あるいはコミサリスの職務のための経済特別区での外国人労働者雇用計画認証は、一回につき外国人労働者が取締役あるいはコミサリスである限りは有効となる。

第 18 条

外国人労働者雇用補償基金対象外の外国人労働者雇用計画認証は政府組織、外国代表部、国際団体、社会機関、宗教機関、および教育機関での特定の職務のために外国人労働者雇用主に対して与えられる。

第 19 条

- (1) 第 16 条で述べられた外国人労働者雇用計画認証は以下の場合は無効となる：
 - a. 特定の株式を所有する取締役あるいはコミサリス、あるいは法令に定める規定に従う株主；
 - b. 外国代表部事務所における外交官吏および公使；
 - c. 緊急事態により中止された生産、職業訓練、技術系スタートアップ企業、商用訪問、および一時的調査の類の活動で外国人労働者雇用主により必要とされる外国人労働者。
- (2) (1)項 c.で述べられた技術系スタートアップ企業および一時的な職業訓練企業活動の類における外国人労働者の就労のため、外国人労働者雇用主は大臣あるいは指名された官吏に対してインターネット上で外国人労働者候補のデータを提出しなくてはならない。
- (3) (2)項で述べられた技術系スタートアップ企業および職業訓練活動における職務は省/関係機関からの情報を得た後に大臣により確定される。
- (4) (2)項で述べられた大臣あるいは指名された官吏はインターネット上で雇用される外国人労働者候補のデータを就労する段階でのビザおよび滞在許可を取得するための推薦として法務および人権の行政を運営する大臣あるいは指名された官吏に提出する。
- (5) (3)項で述べられた技術系スタートアップ企業および職業訓練活動における外国人労働者にとっての期間は最長 3 ヶ月とする。
- (6) (5)項で述べられた期間を超えて技術系スタートアップ企業および職業訓練企業活動において外国人労働者を就労させる外国人労働者雇用主は外国人労働者雇用計画認証を

所有する義務がある。

- (7) (5)項で述べられた期間が既に終了し外国人労働者雇用主がその外国人労働者を引き続き就労させる場合、外国人労働者雇用主は外国人労働者雇用計画認証の要請を提出しなくてはならない。
- (8) (7)項で述べられた外国人労働者雇用計画認証の要請は(5)項で述べられた外国人労働者職務の期間が終了する遅くとも2週間前に提出される。

第20条

第19条(1)項c.に述べられた緊急事態により中止される生産、商用訪問、および調査の活動の類において外国人労働者雇用主により必要とされる外国人労働者はビザおよび入国管理分野での法令に定める規定に従った滞在許可でインドネシア領域に入り滞在することが出来る。

第二部

外国人労働者雇用計画認証の延長および変更

第21条

- (1) 外国人労働者雇用計画認証の延長要請は外国人労働者雇用主によりインターネット上で大臣あるいは指名された官吏に申請される。
- (2) (1)項で述べられた外国人労働者雇用計画認証の延長要請は遅くとも期間の終了する30稼働日前に申請される。
- (3) (1)項で述べられた外国人労働者雇用計画認証の延長要請は少なくとも以下のことを記載して外国人労働者雇用主により提出される：
 - a. 外国人労働者雇用主の身元；
 - b. 外国人労働者雇用計画認証延長の理由；
 - c. 会社組織構造の中での外国人労働者の職務あるいは配置；
 - d. 外国人労働者の総人数；
 - e. 外国人労働者雇用期間；
 - f. 外国人労働者就労場所；
 - g. 外国人労働者付添労働者の身元；
 - h. インドネシア人労働者雇用実績。
- (4) (3)項で述べられた外国人労働者雇用計画認証の延長要請は少なくとも以下の書類を添付して外国人労働者雇用主により提出される：
 - a. 外国人労働者雇用計画認証延長要請書；
 - b. まだ有効な外国人労働者雇用計画認証；
 - c. 雇用契約書あるいはその他の契約書；

- d. 有効な外国人労働者の旅券；
 - e. 社会保障制度加入証；
 - f. 外国人労働者の納税者番号および外国人労働者雇用主の納税者番号；
 - g. 外国人労働者が配置された職務資格に合致したインドネシア労働者にとっての仕事の教育および訓練実施実績報告書。
- (5) 外国人労働者候補のデータおよび書類が完全かつ真実であることが明らかな場合、大臣あるいは指名された官吏は遅くとも稼働 2 日以内に外国人労働者雇用計画認証の延長を発行する。
- (6) (5)項で述べられた毎回の外国人労働者雇用計画認証の延長期間は最長で 2 年が与えられ経済特別区での外国人労働者雇用計画認証延長は最長 5 年が与えられる。
- (7) 外国人労働者雇用計画の認証は外国人労働者が就労する段階でビザおよび滞在許可を取得するための推薦として使われる。
- (8) (5)項で述べられた大臣あるいは指名された官吏はインターネット上で雇用される外国人労働者候補のデータを就労する段階でのビザおよび滞在許可を取得するための推薦として法務および人権の行政を運営する大臣あるいは指名された官吏に提出する。

第 22 条

- (1) 外国人労働者雇用主はインターネット上で大臣あるいは指名された官吏に対して外国人労働者雇用計画書認証の変更要請を申請することが出来る：
- a. 外国人労働者雇用主の住所；
 - b. 外国人労働者の身元；
 - c. 外国人労働者の就労場所；
 - d. 就労する外国人労働者付添労働者の名前；
- (2) (1)項で述べられた外国人労働者雇用計画書認証の変更は要請が完全かつ真実であることが明らかになってから遅くとも稼働 2 日以内に大臣あるいは指名された官吏により発行される。

第三部

外国人労働者雇用補償基金

第 23 条

- (1) 外国人労働者雇用主は就労する全ての外国人労働者において外国人労働者雇用補償基金を支払う義務がある。
- (2) 外国人労働者雇用補償基金の支払は外国人労働者がインドネシア領域内で仕事をする期間に従って行われる。
- (3) (1)項で述べられた外国人労働者雇用補償基金の支払いは大臣あるいは指名された官吏

からの外国人労働者雇用補償基金の支払い請求コードを受け取った後に外国人労働者雇用主により支払われる。

- (4) (3)項で述べられた外国人労働者雇用補償基金の支払い請求コードは外国人労働者候補のデータおよび書類が完全である大臣あるいは指名された官吏により明らかにされた後に外国人労働者雇用主に提出される。
- (5) 外国人労働者雇用補償基金の支払は外国人労働者雇用計画認証の条件となる。
- (6) (1)項で述べられた外国人労働者雇用補償基金の金額および用途についての規定は法令に定める規定に従い実施される。

第 24 条

- (1) 外国人労働者雇用主による外国人労働者雇用補償基金の支払いは税金ではなく国庫歳入の形を取り、あるいは地方の罰金の形を取る歳入でもない。
- (2) (1)項で述べられた外国人労働者雇用補償基金は以下のようになる：
 - a. 新たな外国人労働者雇用計画認証のための税金ではない国庫歳入、二つ以上の州において延長して仕事をする外国人労働者にとっての外国人労働者雇用計画認証、および経済特別区外国人労働者雇用計画認証；
 - b. 一つの州内の二つ以上の県/市で延長して仕事をする外国人労働者にとっての外国人労働者雇用計画認証のための州地区の歳入；
 - c. 一つの県/市内で延長して仕事をする外国人労働者にとっての外国人労働者雇用計画認証のための県/市地区の歳入；
- (3) 税金ではなく国庫歳入のための(1)項で述べられた外国人労働者雇用補償基金の支払いは大臣により指定された取引銀行を通じて支払われ、地方の歳入は地方政府により指定された銀行を通じて支払われる。

第 25 条

- (1) 外国人労働者雇用補償基金支払い義務は以下の場合は無効となる：
 - a. 政府組織；
 - b. 外国の代表部；
 - c. 国際団体；
 - d. 社会機関；
 - e. 宗教機関；
 - f. 教育機関における特定の職務。
- (2) (1)項 f.で述べられた外国人労働者雇用補償基金の支払が免除される教育機関における特定の職務は教育分野の行政を運営する省からの情報を得た後に大臣により決定される。

第 26 条

第 12 条から第 25 条で述べられた外国人労働者雇用計画認証の申請、延長、変更、および外国人労働者雇用補償基金の支払についての更なる規定は大臣令により定められる。

第IV章

外国人労働者滞在許可

第 27 条

- (1) 外国人労働者雇用主により就労させられる全ての外国人労働者は滞在許可を所有する義務がある。
- (2) (1)項で述べられた滞在許可の種類と付与手続きは入国管理分野の法令に定める規定に従う。

第V章

付添労働者および外国人労働者にとっての仕事の教育および訓練

第 28 条

- (1) 外国人労働者の付添インドネシア人労働者の指名は技術移転および専門性移転を目的に実施される。
- (2) (1)項で述べられた技術移転および専門性移転は外国人労働者付添労働者に対する仕事の教育ならびに/または訓練を通じて実施されることで外国人労働者が仕事を実施する上で活用された技術を導入するための能力を身に付ける。

第 29 条

- (1) 外国人労働者付添労働者にとっての仕事の教育および訓練は国内ならびに/または外国で実施することが出来る。
- (2) (1)項で述べられた仕事の教育および訓練を受ける外国人労働者付添労働者は法令に定める規定に従い仕事の教育および訓練の資格書ならびに/または能力資格書を取得する。
- (3) (1)項で述べられた国内での外国人労働者付添労働者にとっての仕事の教育および訓練の実施は法令に定める規定に従い行われる。

第 30 条

外国人労働者に対するインドネシア語の教育および訓練は外国人労働者雇用主によるかあ

るいはインドネシアご教育機関あるいは訓練機関との協力で実施することが出来る。

第 31 条

第 28 条から第 30 条にかけて述べられた外国人労働者付添労働者および外国人労働者にとっての仕事の教育および訓練についての更なる規定は大臣令で定められる。

第VI章

報告、指導、および監督

第一部

報告

第 32 条

- (1) 外国人労働者雇用主は以下のことを実施するために大臣あるいは指名された官吏に対して毎年報告する義務がある。
 - a. 外国人労働者の雇用；
 - b. 外国人労働者付添労働者にとっての仕事の教育および訓練；
 - c. 外国人労働者から外国人労働者付添労働者への技術移転および専門性移転。
- (2) 一時的な就労目的の外国人労働者雇用主は雇用計画が終了した後に大臣あるいは指名された官吏に対して(1)項 a.で述べられた外国人労働者の雇用実施を報告する義務がある。
- (3) 外国人労働者雇用主は大臣あるいは指名された官吏に対して既に終了したあるいは雇用契約期間が終了する前に終了した雇用契約について報告する義務がある。

第 33 条

大臣あるいは指名された官吏は外国人労働者雇用主により就労させられた外国人労働者のデータをインターネット上で提供し労働情報システムを通じて外国人労働者が仕事をする場所と一致する州および県/市の労働分野における行政を運営する局によりアクセスすることが出来る。

第二部

指導

第 34 条

外国人労働者雇用の指導は労働分野での行政を運営する省および権限に従い州および県/市

の労働分野での行政を運営する局により行われる。

第三部

監督

第 35 条

- (1) 外国人労働者雇用の監督は以下により実施される：
 - a. 労働分野での行政を運営する省ならびに/または州および県/市の労働分野での行政を運営する局における労働監督官；
 - b. 入国管理の監督および対策分野で職務を行う入国管理官吏、
以上は、それぞれの職務範囲および権限に従い調整される。
- (2) (1)項 a.で述べられた労働監督は労働分野での法令に定める規定に従い外国人労働者雇用基準の監督を行う。

第Ⅶ章

行政処罰

第 36 条

- (1) 第 6 条(1)項、第 6 条(2)項、第 6 条(3)項、第 7 条(2)項、第 8 条(1)項、第 10 条、第 11 条(1)項、第 19 条(6)項、第 23 条(1)項、第 32 条(1)項、第 32 条(2)項、ならびに/または第 32 条(3)項に違反する外国人労働者雇用主は以下の形で行政処罰が科される：
 - a. 罰金；
 - b. 外国人労働者雇用計画認証要請手続きの一時停止；
 - c. 外国人労働者雇用計画認証の取り消し。
- (2) (1)項で述べられた他行政処罰は大臣あるいは指名された官吏により科される。
- (3) 行政処罰を科す場合の(2)項で述べられた大臣あるいは指名された官吏は労働監督官からの行政処罰適用通知書に基づく。

第 37 条

- (1) 第 36 条(1)項 a.で述べられた罰金は第 6 条(1)項、第 6 条(2)項、および第 19 条(6)項に述べられた外国人労働者雇用計画認証を所有していないと言う規定に違反する外国人労働者雇用主に対して科される。
- (2) (1)項で述べられた罰金の額は職務当り、1 人当り、1 カ月当たり以下の通りである：
 - a. 1 カ月当たりの罰金額は Rp.6,000,000；

- b. 2ヵ月当たりの罰金額は Rp.12,000,000 ;
 - c. 3ヵ月当たりの罰金額は Rp.18,000,000 ;
 - d. 4ヵ月当たりの罰金額は Rp.24,000,000 ;
 - e. 5ヵ月当たりの罰金額は Rp.30,000,000 ;
 - f. 6ヵ月当たりの罰金額は Rp.36,000,000 ;
- (3) (2)項で述べられた罰金額の計算は外国人労働者がインドネシア領域内に入った時点から6ヵ月まで外国人労働者雇用主に対して科される。
- (4) (2)項で述べられた罰金は国庫に支払われる。
- (5) (2)項で述べられた罰金の支払は罰金を科す旨の通知あるいは公示から遅くとも2週間以内に外国人労働者雇用主により行われる。

第38条

- (1) 第37条(5)項で述べられた罰金を遅くとも2週間以内に支払わない外国人労働者雇用主は外国人労働者雇用計画認証要請の手続きを一時的に停止する罰則が科される。
- (2) (1)項で述べられた外国人労働者雇用主は罰金および支払うべき罰金総額に対して1ヵ月当たり2%の遅滞罰金を支払う義務がある。
- (3) (2)項で述べられた遅滞罰金は最長6ヶ月間科される。
- (4) 支払期限を過ぎてから6ヵ月以内に外国人労働者雇用主が罰金および地帯罰金を支払わない場合、大臣あるいは指名された官吏は以降の手続きについて国庫債権処理の権限を持つ組織に請求を委託する。

第39条

- (1) 第36条(1)項 b.で述べられた外国人労働者雇用計画認証要請の手続きを一時的に停止する罰則は以下の規定に違反した外国人労働者雇用主に対して科される：
- a. 第7条(2)項で述べられた外国人労働者に対するインドネシア語の勉強および訓練の便宜を図らない；
 - b. 第8条(1)項で述べられた6ヵ月を超えて就労する外国人労働者を国家社会保険制度にあるいは6ヵ月以下の就労をする外国人労働者を保険会社の保険制度に加入させない；
 - c. 第32条(1)項で述べられた外国人労働者雇用実施、外国人労働者付添労働者にとっての仕事の教育および訓練の実施、および外国人労働者から外国人労働者付添労働者に対する技術移転および専門性移転の実施について毎年1回大臣あるいは指名された官吏に報告をしない。
 - d. 第32条(2)項で述べられた雇用契約が終了した後に一時的な仕事のための外国人労働者雇用の実施について大臣あるいは指名された官吏に対して報告しない。
 - e. 第32条(3)項に述べられた雇用契約期間が終了する前に終了あるいは終了された

外国人労働者の雇用契約について大臣あるいは指名された官吏に対して報告しない。

- (2) (1)項で述べられた外国人労働者雇用計画認証要請の手続きを一時的に停止する罰則は最長3ヶ月間科される。
- (3) (2)項で述べられた外国人労働者雇用計画認証要請の手続きを一時的に停止する罰則には既に行われた違反に対して外国人労働者雇用主が実施すべき義務が記載される。
- (4) 外国人労働者雇用主が(3)項で述べられた義務を実施しない場合は外国人労働者雇用計画認証の取消罰則が科せられる。

第40条

- (1) 第36条(1)項c.で述べられた外国人労働者雇用計画認証の取消罰則は以下の規定に違反した外国人労働者雇用主に科される：
 - a. 第6条(3)項で述べられた外国人労働者雇用計画認証と一致しない形で外国人労働者を就労させる；
 - b. 第10条で述べられた同じ会社において職務を兼務して外国人労働者を就労される；
 - c. 第11条(1)項で述べられた人事管理の職務に外国人労働者を就労させる；
 - d. 第23条(1)項で述べられた全ての外国人労働者に対する外国人労働者雇用補償基金を支払わない。

第41条

大臣あるいは指名された官吏は外国人労働者雇用計画認証取消を法務人権分野の行政を運営する大臣あるいは指名された官吏に対して入国管理分野での法令に定める規定に従い入国管理の対処を行ったことを伝える。

第42条

第36条から第41条までに述べられた行政処罰を科する手順についての更なる規定は大臣令で定める。

第VIII章 基金

第43条

本政令実施のために必要な全ての資金は国家収支予算、州政府収支予算、ならびに法令に定める規定に従い合法的なその他資金源に負荷される。

第IX章 その他の規定

第44条

本政令において管理される外国人労働者雇用の手続きはデータの共有活用およびインターネット上での集約を通じて行われる。

第X章 移行規定

第45条

本政令が有効となる際は：

- a. 既に発行された外国人労働者雇用許可は有効期限まで有効である；
- b. 要請手続き中の外国人労働者雇用許可は本政令の規定に従う。

第XI章 結びの規定

第46条

本政令が有効となる際は、外国人労働者雇用についての大統領令 2018 年第 20 号（インドネシア共和国公文書 2018 年第 39 号）は取り消されて無効となる。

第47条

本政令が有効となる際は、外国人労働者就労許可延長から派生する徴収について管理する地方政府およびその首長令は本政令が有効となってから遅くとも 3 ヶ月以内に本政令中の規定に一致させる義務がある。

第48条

本政令は 2021 年 4 月 1 日付で有効となる。

全ての人々に周知されるよう、インドネシア共和国公文書に明記された本政令の法制化を命ずる。

2021年2月2日
ジャカルタにて確定

インドネシア共和国大統領
ジョコ・ウィドド

ジャカルタにて法制化
2021年2月2日
インドネシア共和国法務人権大臣
ヤソナ・H・ロアリ

インドネシア共和国公文書 2021 年第 44 号
原本に一致した写本
インドネシア共和国国家官房省
法令および法律行政分野副長官